

認定手数料・調査手数料

	項目及び認定生産行程管理者等の種類		基本検査時間	料金(消費税込み)		
手数料 (①+②+③)	①認定(申請)料		新規認定申請時、及び認定取得業者が組織形態を変更する場合(※1)、②の調査料に加算	10,500円		
	②調査料	有機農産物の生産行程管理者	申請圃場面積 50a 以内の場合(※5)	4時間	31,500円	
			申請圃場面積 100a 以内の場合(※5)		36,750円	
			申請圃場面積 100a を超える場合の 100a 毎の加算額(※5)		10,500円	
				グループ(※2)認定加算額： (グループ構成員数-1) × 5,250円		5,250円
	有機加工食品の生産行程管理者	小規模	個人で、製造に係る施設の面積が 500㎡以下の場合	4時間	52,500円	
		中規模	個人で、製造に係る施設の面積が 500㎡を超える場合 法人で、製造に係る施設の面積が 1,000㎡以下の場合	6時間	105,000円	
		大規模	法人で、製造に係る施設の面積が 1,000㎡を超える場合	8時間	157,500円	
	小分け業者	扱う農林物資の種類の数問わず		個人	4時間	52,500円
				法人	6時間	73,500円
		有機加工食品の生産行程管理者の認定を当協会で取得し、検査対象が重複する場合	個人	(※3)	15,750円	
			法人		21,000円	
③非会員加算料	事業者が個人であって鹿児島県有機農業協会の個人会員に入会していない場合				3,150円	
	事業者が法人であって鹿児島県有機農業協会の法人会員に入会していない場合				31,500円	
その他経費 (※4+④+⑤)	④実地調査時の交通費等実費		自家用車使用の場合、起点を協会、終点を事業者の主たる認定ほ場又は工場、事業所として距離を算出する。		20円/km	
			駐車場料金、高速・有料道路料金、公共交通機関料金、宿泊費等が発生した場合。		実費	
	⑤移動時間追加料金		実地調査の移動時間が、3時間を超える場合 30分毎の加算額			945円
	⑥検査時間追加料金		実地調査の検査時間が、上記基本検査時間を超える場合 30分毎の加算額			945円

※1 以下の場合等は、現在の認定を廃止し、新規申請する必要があります。但し、アの場合は、上記①の認定申請料を適用しません。

ア 農家や個人商店など認定された個人が後継者に業務を引き継ぐ場合

イ 認定された会社が持ち株会社化し、製造事業を新たに設立した会社に引き継ぐ場合

ウ 認定された協同組合、農業法人又は生産者グループが解散し、構成員に引き継ぐ場合

エ 認定された会社が個人商店に、認定された組合が株式会社に組織変更し、製造事業が新組織に引き継がれる場合

※2 本別表におけるグループとは以下の場合をいう。

(1) 生産者を構成員とする法人が生産者を組織化したグループ。

(2) 生産者複数で組織したグループ。

(3) 販売業者、流通業者が、契約する生産者を組織化したグループ。(その業者が申請。)

※3 同一の認定事業者が有機加工食品の生産行程管理者と小分け業者の両方の認定を取得している場合で、有機加工食品の認定生産行程管理に係る施設及び工場、機械、器具が、小分けに係る施設及び工場、機械、器具を包含する場合に限り、小分け業者が支払う手数料は、上記のとおり減額される。但し、検査時間は有機加工食品の検査時間に含める。

※4 同一検査員が同時に複数の実地調査を行った場合、上記料金の④と⑤は、認定事業者同士で案分する。

※5 採取場の場合は、採取場5aをほ場1a相当分と換算して計算する。また原木きのこの栽培場については、面積ではなくほだ木の本数で計算することとし、1,500本=10aとして換算し、上記手数料を徴収する。

(採取場例) 採取場240aの場合、ほ場48a相当として料金を計算する。

(栽培場例) ほだ木数15000本の場合、ほ場100a相当として計算する。

(平成24年7月3日付け24鹿有協C-3-01)